

改正

平成30年3月31日規則第16号

平成30年7月31日規則第26号

呉市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令並びに呉市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の人員、設備及び運営並びに第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年呉市規則第24号）において使用する用語の例による。

(事業内容)

第3条 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第1号訪問事業のうち次に掲げるもの
 - ア 総合事業訪問介護
 - イ 生活支援訪問介護
- (2) 第1号通所事業のうち総合事業通所介護
- (3) 第1号介護予防支援事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用対象者)

第4条 第1号事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者

- (2) 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）に記入された回答が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）

（事業対象者に係る第1号事業の利用）

第5条 事業対象者は、基本チェックリストへの回答を行った日（以下「基本チェックリスト実施日」という。）から介護予防サービス・支援計画に沿って第1号事業を利用することができる。

- 2 基本チェックリスト実施日が要介護認定有効期間内にある場合は、事業対象者は、当該要介護認定有効期間の満了日の翌日から第1号事業を利用できるものとする。
- 3 前項の規定が適用される事業対象者については、次条第1項中「基本チェックリスト実施日」とあるのは「認定有効期間の満了日の翌日」とする。

（事業対象者の有効期間）

第6条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリスト実施日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、基本チェックリスト実施日が要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合における事業対象者の有効期間は、当該認定有効期間の満了日の翌日から2年間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業対象者が要介護認定若しくは要支援認定を受けた場合又は事業対象者から第1号事業を利用する必要がなくなった旨の申出があった場合は、当該認定有効期間の開始日の前日又は申出のあった日の翌日をもって有効期間が満了するものとする。

（事業対象者の有効期間の更新）

第7条 事業対象者は、事業対象者の有効期間が満了する日の60日前から当該有効期間が満了する日までの間に、基本チェックリストへの回答を行い、再度、事業対象者に該当した場合、当該有効期間を更新することができる。

- 2 前項の規定による更新を行った場合の事業対象者の有効期間については、前条第1項中「基本チェックリスト実施日」とあるのは「事業対象者の有効期間の満了日の翌日」とする。

（第1号事業に要する費用の額）

第8条 第1号訪問事業及び第1号通所事業（指定事業者が実施するものに限る。以下「指定第1号事業」という。）のうち、次の各号に掲げる事業に要する費用の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 総合事業訪問介護 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)に掲げる呉市の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表に掲げる総合事業訪問介護に係る単位数を乗じて得た額

(2) 生活支援訪問介護 単価告示に掲げる呉市の地域区分に基づく訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表に掲げる生活支援訪問介護に係る単位数を乗じて得た額

(3) 総合事業通所介護 単価告示に掲げる呉市の地域区分に基づく通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、別表に掲げる総合事業通所介護に係る単位数を乗じて得た額

2 第1号介護予防支援事業に要する費用の額は、単価告示に掲げる呉市の地域区分に基づく介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、別表に掲げる第1号介護予防支援事業に係る単位数を乗じて得た額

(第1号事業支給費の支給)

第9条 市長は、第4条各号に掲げる利用対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が次の各号に掲げる事業を利用したときは、第1号事業支給費としてそれぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 指定第1号事業 前条第1項各号に定める費用の額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者等にあつては、100分の80、同条第2項に規定する居宅要支援被保険者等にあつては、100分の70）に相当する額

(2) 第1号介護予防支援事業 前条第2項に定める費用の額の100分の100に相当する額

(支給限度額)

第10条 居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号。次項において「告示」という。)第2号に定める介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。この場合において、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用しているときは、第1号事業及び予防給付の支給限度額を一体的に算定するものとする。

2 事業対象者に係る第1号事業支給費の支給限度額は、告示第2号イに定める要支援1

の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、告示第2号口に定める要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とすることができる。

- 3 法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」、同条第2項に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第11条 市長は、災害その他特別な事情があることにより総合事業の利用者が指定第1号事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。この場合における第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は市長が別に定める。

(高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第12条 市長は、居宅要支援被保険者等が利用した指定第1号事業に要した費用の合計額について、法第61条第1項及び第61条の2の規定による高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の例により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

- 2 政令第29条の2の2及び第29条の3の規定は、高額介護予防サービス費等相当事業について準用する。

(第1号事業支給費の支給の制限等)

第13条 市長は、第1号事業支給費については、法第4章第6節の規定の例により、居宅要支援被保険者等に対して支給の制限等を行うことができる。

(利用料)

第14条 指定第1号事業の利用料の額は、第8条第1項各号の規定により算定された額の100分の10(法第59条の2第1項に規定する居宅要支援被保険者等にあつては、100分の20、同条第2項に規定する居宅要支援被保険者等にあつては、100分の30)に相当する額とする。

- 2 市長は、第3条第4号による事業を実施するときは、市長が別に定めるところにより、

居宅要支援被保険者等に対して事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月31日規則第16号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年7月31日規則第26号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

1 総合事業訪問介護サービス費

(1) 訪問型サービス費Ⅰ 1,168単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)

(2) 訪問型サービス費Ⅱ 2,335単位

(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)

(3) 訪問型サービス費Ⅲ 3,704単位

(事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)

(4) 初回加算 200単位 (1月につき)

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (1月につき)

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 (1月につき)

(6) 介護職員処遇改善加算

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数に1000分の137を乗じた単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数に1000分の100を乗じた単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数に1000分の55を乗じた単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウの単位数に100分の90を乗じた単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウの単位数に100分の80を乗じた単位数

注1 (1)から(3)までについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。なお、平成30年度は現

に従事している者に限ることとする。

注2 生活援助従事者研修の終了者が身体介護に従事した場合は、当該月において(1)から(6)までを算定しない。

注3 (5)の算定要件等については、訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注4 (1)から(3)までについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に100分の90を乗じる。この場合において、建物の範囲については訪問介護における取扱いに準ずる。

注5 (1)から(3)までについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に100分の15を乗じた単位を足す。

注6 (1)から(3)までについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に100分の10を乗じた単位を足す。

注7 (1)から(3)までについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。

注8 (6)について、所定単位数は(1)から(5)までにより算定した単位数の合計とする。

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 生活支援訪問介護サービス費

(1) 訪問型サービス費Ⅰ 223単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・週1回程度の訪問)

(2) 訪問型サービス費Ⅱ 223単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・週2回程度の訪問)

(3) 訪問型サービス費Ⅲ 223単位

(事業対象者・要支援2 1回につき・週2回を超える程度の訪問)

(4) 初回加算 200単位(1月につき)

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)

(6) 介護職員処遇改善加算

- ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に1000分の137を乗じた単位数
- イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数に1000分の100を乗じた単位数
- ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数に1000分の55を乗じた単位数
- エ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウの単位数に100分の90を乗じた単位数
- オ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウの単位数に100分の80を乗じた単位数

注1 （1）について、介護職員初任者研修課程を修了した訪問事業責任者を配置している場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注2 （1）について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に100分の90を乗じる。

注3 （1）について、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に100分の15を乗じた単位を足す。

注4 （1）について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に100分の10を乗じた単位を足す。

注5 （1）について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。

注6 （4）について、所定単位数は（1）から（3）までにより算定した単位数の合計とする。

注7 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 総合事業通所介護サービス費

- （1） 通所型サービス費Ⅰ 1,647単位
（事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度の通所）
- （2） 通所型サービス費Ⅱ 1,689単位
（要支援2 1月につき・週1回程度の通所）
- （3） 通所型サービス費Ⅲ 3,377単位
（事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の通所）
- （4） 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）
- （5） 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）
- （6） 栄養改善加算 150単位（1月につき）
- （7） 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）

- (8) 選択的サービス複数実施加算
 - ア 選択的サービス複数実施加算 (I)
 - (ア) 運動器機能向上及び栄養改善 480単位 (1月につき)
 - (イ) 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位 (1月につき)
 - (ウ) 栄養改善及び口腔機能向上 480単位 (1月につき)
 - イ 選択的サービス複数実施加算 (II)
 - 運動器機能向上, 栄養改善及び口腔機能向上 700単位 (1月につき)
- (9) 事業所評価加算 120単位 (1月につき)
- (10) サービス提供体制強化加算 (I) イ
 - ア 事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき・週1回程度の通所)
 - イ 要支援2 72単位 (1月につき・週1回程度の通所)
 - ウ 事業対象者・要支援2 144単位 (1月につき・週2回程度の通所)
- (11) サービス提供体制強化加算 (I) ロ
 - ア 事業対象者・要支援1 48単位 (1月につき・週1回程度の通所)
 - イ 要支援2 48単位 (1月につき・週1回程度の通所)
 - ウ 事業対象者・要支援2 96単位 (1月につき・週2回程度の通所)
- (12) サービス提供体制強化加算 (II)
 - ア 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき・週1回程度の通所)
 - イ 要支援2 24単位 (1月につき・週1回程度の通所)
 - ウ 事業対象者・要支援2 48単位 (1月につき・週2回程度の通所)
- (13) 生活機能向上連携加算 200単位 (1月につき) (運動器機能向上加算を算定している場合には, 100単位 (1月につき))
- (14) 栄養スクリーニング加算 5単位 (1回につき) (6月に1回を限度)
- (15) 介護職員処遇改善加算
 - ア 介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数に1000分の59を乗じた単位数
 - イ 介護職員処遇改善加算 (II) 所定単位数に1000分の43を乗じた単位数
 - ウ 介護職員処遇改善加算 (III) 所定単位数に1000分の23を乗じた単位数
 - エ 介護職員処遇改善加算 (IV) ウの単位数に100分の90を乗じた単位数
 - オ 介護職員処遇改善加算 (V) ウの単位数に100分の80を乗じた単位数

注1 (1)から(3)までについて, 利用者の数が利用定員を超える場合は, 所定単位数に

100分の70を乗じる。

注2 (1)から(3)までについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注3 (1)から(3)までについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を足す。

注4 (1)から(3)までについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注5 (1)から(3)までについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

(1)及び(2) 376単位

(3) 752単位

注6 (4)、(5)における、機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 (6)の算定要件等については、通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

注8 (13)の算定要件等については、通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注9 (14)の算定要件等については、通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

注10 (15)について、所定単位数は(1)から(14)までにより算定した単位数の合計とする。

注11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

4 第1号介護予防支援事業費

(1) 原則的な介護予防ケアマネジメント費 430単位 (1月につき)

(2) 簡略化した介護予防ケアマネジメント費 215単位 (1月につき)

(3) 初回のみ介護予防ケアマネジメント費 430単位 (1月につき)

(4) 初回加算 300単位 (1月につき)

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位